

学校選択制 FAQ（よくあるお問合せ）3

Q 通学区域以外の学校を選択し抽選の結果、当選しなかった場合はどうなりますか？

A 浪速区では、あらかじめ希望できる学校は1校のみです。落選してから別の通学区域外の学校を選択することはできません。落選した場合、補欠順位を決定し登録します。その後、私立学校等の進学や転出により受入可能となった時は、繰上当選により学校選択で希望した学校に就学することができます。
なお、繰上当選にならなかった場合は、通学区域校への就学となり通知はいたしません。

Q 学校選択制にて希望校への入学が確定した後、当選を辞退することはできますか？

A 当選されますと、私立・国立学校等への入学が決定した場合以外は原則として、辞退できません。
そのため、学校の選択は慎重に行っていただくようお願いいたします。

Q 通学区域校以外の学校を選択し就学が決定したら、その学校に入学のための書類や資料などはいただけますか？

A 1月中旬頃から順次行われる各学校の入学説明会で配布されます。各学校の入学説明会の日程は12月下旬に送付する「就学通知書」に同封しています。説明会や入学のための書類等については、各学校にお問い合わせください。



Q 入学前に引っ越しを予定していますが、学校選択はどうなりますか。

A 引っ越しする時期や引っ越し先により取り扱いが異なりますので、浪速区役所窓口サービス課(住民情報)にご相談ください。

Q 障がいが重くても、地域の学校で学ぶことができますか？

A 大阪市では、障がいの程度に関係なく、地域の小学校・中学校・義務教育学校で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めています。就学先を決める際には、本人や保護者の方の意向を尊重しています。

Q 就学相談はいつからできますか？

A 就学する前年の4月ごろからできます。
それ以前でも、希望があれば相談できます。できるだけ早い時期から通学区域の小学校(進学の場合は在籍している学校)にて就学相談を行ってください。

